

# 教育映像等審査のしおり

## (映像教材等)

令和 8 年 4 月

文部科学省初等中等教育局  
参事官(デジタル学習基盤担当)付 映像等審査担当

【TEL 03-5253-4111 (内線 2417)】

## 教育映像等審査のしおり（映像教材等）

### 1. 目的

文部科学省では、映画その他の映像作品及び紙芝居（以下「映像作品等」といいます。）について、教育上価値が高く、学校教育又は社会教育に広く利用されることが適当と認められるものを選定し、あわせて教育に利用される映像作品等の質的向上に寄与することを目的として、教育映像等審査規程（以下「審査規程」といいます。別紙1）に基づいて映像作品等の審査を行っています。

### 2. 審査対象

#### （1）審査対象

審査対象は、映画、映像教材（本審査における「映像教材」とは、DVDプレイヤー等で再生して視聴する教育用の映像作品をいうものとします。）及び紙芝居（以下「映像教材等」といいます。）のうち次の要件を全て満たすものとなります。

- ① 映画又は映像教材については、映画館等において公開されるもの又はDVD、Blu-ray Disc若しくはCD（以下「DVD等」といいます。）により頒布されるもの。
- ② 一般公開前であるもの。ここでいう一般公開とは、映画館等における公開、市販、無料配布、テレビ放送、インターネット配信等国民が利用可能な状態にあることをいいます。

#### （2）審査範囲

審査範囲は、映像教材等のうち、本編・日本語部分とします。日本語以外の言語が映像作品等の主たる内容を構成する場合は、文部科学省と申請者の協議により、審査範囲を決定します。

#### （3）審査の対象外となるもの

次のいずれかに該当するものは、本審査の対象となりません。

- ① 特定の流派にかかわるもの、特定の人の実技等により製作されたもの及び特定の演奏、講演、手術や治療法などを記録したもの。
- ② テキストとの併用を前提に製作されたもの。
- ③ 特定の教科書のみのための補助教材として製作されたもの。
- ④ 審査対象となる本編が2時間を著しく超えるもの。
- ⑤ 素材データベース等、学習者の能動的な行為により学習を進めていくもの。
- ⑥ 参考資料と併せて頒布されるもの。なお、参考資料には、映像作品等と同一のDVD等に記録された文書・画像等の資料も含むものとします。
- ⑦ 本編以外に同一のDVD等に収められている映像が全体の1/3以上を占めるもの。

### 3. 申請手続

申請者は、以下に示す手続により申請を行ってください。

#### (1) 提出物

申請の際は、原則として申請時に提出物を全て提出してください。ただし、映像教材等の完成日及び一般公開日が決定し、審査期間が十分に確保できることが確認された場合は、映像教材等の完成前であっても、申請することができます。なお、提出物は全て審査の資料となります。

##### ① 申請書（別紙2）

##### ② 映像教材等

- ・ 映画又は映像教材を申請する場合は、DVD等2枚又は外付けハードディスク等1台（デジタルシネマパッケージの場合）を提出してください。
- ・ 提出する作品にサンプル表示やタイムコードなどを表示する場合には、視聴の妨げにならない箇所に表示するようにしてください。
- ・ DVD等により頒布する場合において本編以外の情報がある場合は、その情報も併せて記録し、頒布するDVD等と同一の情報が記録されたDVD等を提出してください。
- ・ 必要に応じて提出するDVD等の枚数を追加することがあるので、求められた場合は速やかに提出してください。
- ・ 紙芝居を申請する場合は、1部提出してください。

##### ③ 映像教材等の内容を説明する資料（様式任意）

##### ④ その他必要な資料

- ・ 映像教材等が階層的に構成されている場合には、その構成を示す資料
- ・ 本編以外の情報がある場合は、その概要を示す資料

#### (2) 留意事項

- ① 申請に当たっては、著作権等の知的財産権、肖像権及び個人情報等の人の権利について侵害しないよう、権利処理等必要な手続を済ませてください。
- ② 申請者は、シリーズ構成のものについて申請する場合は、申請方法について文部科学省に事前に確認してください。
- ③ 提出物に、故意による誤り又は重大な誤りが見つかった場合は、審査手続を取りやめることがあるので、留意してください。また、審査後に故意による誤り又は重大な誤りが見つかった場合は、選定を取り消すことがあるので、留意してください。

#### (3) その他

- ① DVD等が複数の場合であっても、頒布される1つのパッケージに収められたものは、一体のものとして審査します。
- ② 審査対象から外れている場合、又は審査が困難であると判断されるものについては、申請を受理しない場合があります。
- ③ 審査手続中に一般公開されるものについては、審査手続を取りやめます。
- ④ 本編以外の情報について文部科学省より申請者に修正等を要請し、申請者がこれを受け入れない場合には、審査手続を取りやめます。

## 4. 審査

### (1) 審査

- ① 審査は、文部科学省が学識経験者による審査会の意見を聴いて行います。
- ② 審査会は、映像作品等の種別及び各教科等の区別に応じて行います。
- ③ 審査は、審査規程第4条に定める基準に照らして教育上価値が高く、審査規程第5条に定める留意事項に支障がないと認められた作品を「文部科学省選定」、特に優れたものを「文部科学省特別選定」とします。
- ④ 「文部科学省選定」又は「文部科学省特別選定」は、その作品に応じ、次に掲げる対象別及び教科等の分類に従って行います。教科等の分類は、学校教育については学習指導要領に基づいて行います。

#### ・学校教育の教材とするもの

幼稚園及び幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」といいます。）幼児向き  
小学校低学年（義務教育学校の第1学年及び第2学年を含む。）児童向き  
小学校中学年（義務教育学校の第3学年及び第4学年を含む。）児童向き  
小学校高学年（義務教育学校の第5学年及び第6学年を含む。）児童向き  
中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）生徒向き

高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）生徒向き

#### ・社会教育の教材とするもの

幼児向き、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）児童向き、  
中学校生徒向き、高等学校生徒向き、青年向き、  
成人向き

#### ・一般劇映画、一般非劇映画

幼児向き、小学校児童向き、中学校生徒向き、高等学校生徒向き、青年向き、  
成人向き、家庭向き

### (2) 審査期間

原則として申請受付順に審査を行います。文部科学省は、申請者に審査期間の予定を連絡しますが、予定された期間内で審査結果が確定することを保証するものではありません。なお申請は、原則として希望する審査時期の3か月前までに行ってください。申請から一般公開までの期間が短い場合、審査を行えない事があります。

※3（1）についてもご参照ください。

### (3) 審査結果の通知

審査結果については、文書により申請者に通知します。

## 5. 「文部科学省選定」等の表示

申請者は、文部科学省選定又は文部科学省特別選定となった映像作品等（以下「選定教育映像等」といいます。）にその旨を表示する場合は、以下の事項を明示してください。

- ・「文部科学省選定」又は「文部科学省特別選定」の別
- ・対象別

- ・ 選定の年月日
- ・ 審査に係る記録媒体の種別（当該種別以外の種別の記録媒体により頒布する場合があります。）

## 6. 広 報

- ① 文部科学省は、「文部科学省選定」又は「文部科学省特別選定」となった作品については、月ごとにその題名・内容等をまとめた「選定一覧」を文部科学省Webサイト (<https://www.mext.go.jp/>) に掲載します。
- ② 申請者は、選定教育映像等とされた旨を、パンフレット、ポスター等に記載することができますが、記載する場合は、可能な限り以下の事項を記載し、選定に係る情報について選定教育映像等の利用者に誤解を与えないよう配慮してください。
  - ・ 「文部科学省選定」又は「文部科学省特別選定」の別
  - ・ 対象別・教科等別
  - ・ 選定の年月日
  - ・ 審査に係る記録媒体の種別（当該種別以外の種別の記録媒体により頒布する場合があります。）
  - ・ 審査範囲

## 7. 選定後における留意事項

- ① 申請者は、選定教育映像等とされた映像作品等にその旨を表示する場合において、選定映像作品等以外の情報を記録した記録媒体により頒布しようとするときは、別途手続をしてください。
- ② 選定教育映像等とされた映像作品等の内容が変更された場合には、当該選定の効力は失われます。
- ③ 申請者は、選定教育映像等とされた映像作品等を、選定された年度末から10年経過するまで保管し、文部科学省から求められたときは速やかに提出してください。

申請する際は、申請書を提出する前に本件担当まで御連絡ください。

文部科学省 初等中等教育局 参事官(デジタル学習基盤担当)付 映像等審査担当  
TEL : 03-5253-4111(内線 2417)